

平成 30 年 4 月 13 日

関 係 各 位

沖 縄 地 区 税 関

## 「取締強化期間」への協力依頼について

税関は、従来から不正薬物・銃砲等の社会悪物品の密輸入阻止やテロ関連物資に対する水際取締りを実施してきているところ、近年、金地金の密輸入事件が多発し多額の輸入消費税の脱税が発覚しており、更には国内においても金を巡る強盗事件なども発生するなど、社会的に大きな問題として浮かび上がっている金地金の密輸入事件へ厳正に対処することが喫緊の課題と認識し、厳格な水際取締りを実施しているところです。

このような状況下、昨年 11 月に取りまとめた『「ストップ金密輸」緊急対策』により金密輸に対し緊急に総合的に取り組んだところ、平成 29 年の全国の税関における金地金密輸入の摘発件数は 1,347 件（前年比 66% 増）で押収量は 6,236 kg（同約 2.2 倍）、また沖縄地区税関管内においても摘発件数 46 件（同 1.1 倍）、押収量は 133 kg（同約 5 倍）と激増したが、金密輸事案は後を絶たず、隠匿手口も体内隠匿や機械類への隠匿など、社会悪物品と同様の手口が見られるなど巧妙化、かつ多様化している現状にあります。

沖縄地区税関では、国民の安全・安心を脅かす覚醒剤、大麻等の不正薬物、拳銃等の銃器類の密輸防止は勿論のこと、金地金密輸の深刻な現状に対して厳格な取締りを実施するため、本年 4 月 23 日（月）から 5 月 10 日（木）までの間を「取締強化期間」として、輸出入貨物、入国旅客の携帯品、国際郵便物等の取締りの強化に取り組むこととしております。

つきましては、関係各位の皆様におかれましても、本取組みの趣旨をご理解のうえ、輸出入貨物、旅客等に関する業務等において、通常と異なる不自然な点がありましたら、どんな些細な事柄でも結構ですので、税関にご連絡くださるよう、ご協力をお願い致します。



## 【連絡先】

沖縄地区税関 密輸ダイヤル

(フリーダイヤル) シロイ クロイ

0120-461-961

ホームページ <http://www.customs.go.jp/>

# 「税関検査」にご協力を お願いいたします。

平成30年4月23日（月）～5月10日（木）は取締強化期間です

税関では、覚醒剤に代表される不正薬物、拳銃・銃砲、金地金、爆発物などのテロ関連物資等の密輸防止に取り組んでいます。

海外旅行者の皆様や輸出入業務に携わる皆様におかれましては、税関検査にご理解とご協力をお願いいたします。

密輸に関する情報は、「**密輸ダイヤル 0120-461-961**（24時間対応）」  
までご連絡ください。



覚醒剤



大麻

拳銃



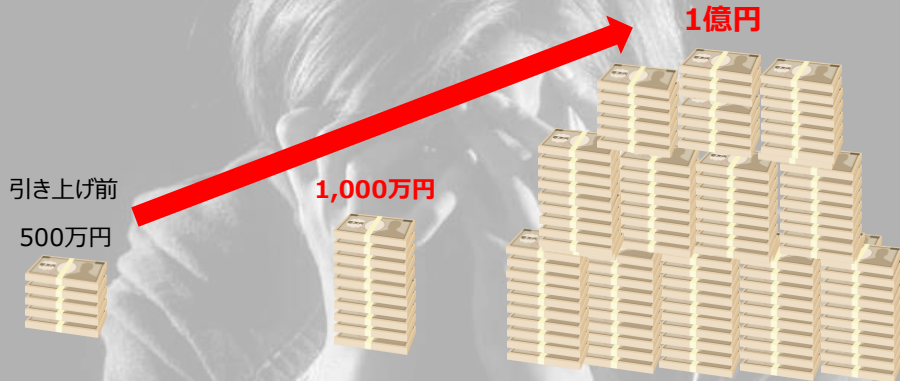
金地金

金の密輸は必ずばれる  
Gold smuggling is exposed

平成30年4月から**金密輸**に対する**厳罰化**が図られました。

関税法の罰金額の上限が、

**500万円** → **1,000万円**又は**貨物の価格の5倍**に  
引き上げられました。



**2,000万円**の金地金を税関に申告することなく密輸しようとした場合  
罰金額の上限は、1億円（2,000万円×5倍）となります。



門型金属探知機による検査



ホームページ : <http://www.customs.go.jp/okinawa/>

YouTube : <http://www.youtube.com/user/mof>

Twitter : [https://twitter.com/custom\\_kun](https://twitter.com/custom_kun)

沖縄地区税関 Facebook : <https://www.facebook.com/Japan.Customs>

